学校現場において法教育を普及させるための方策について

１　学校現場における法教育の現状

学校現場において法教育への取組が本格的になるのは平成１６年１１月の法教育研究会による報告書を契機としているが、それ以前においても、小学校や中学校の社会科、高等学校の公民科（平成５年度までは社会科）等の授業のなかで、また総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、法的なものの見方や考え方を身につけさせるための取組が一部教員によって行われていた。そのような教員にとって法務省や文部科学省等が中心となり国を挙げて法教育に取り組む姿勢を示してくれたことは大変心強い支援であった。また、裁判員制度の導入も追い風となり学校現場における法教育はその重要性を認知されるようになってきた。

さらに、「平成２３年度から実施される新しい学習指導要領においては、法やきまりに関する分野の教育が充実され、今後ますます、学校教育に法教育が取り入れられることになります。」（「法教育懸賞論文」募集要項）という状況が想定されている。

このように学校現場における法教育の環境は一段と整ってきたが、募集要項にもあるように、学校現場では依然として法教育は難しいという誤解や実践への戸惑い等があるのも事実である。

現在、学校現場における法教育の取組等の状況は４つに大別される。

①法教育という看板を掲げ、学校教育活動全体を通じて取り組んでいる。

②学校全体というところまではいかないが、社会科や公民科等の教員がまとまって取り組んでいる。

③法教育の重要性や必要性を感じる教員が自身の教科の授業等において取り組んでいる。

④学校としても、教科としても、教員個人としても、全く（ほとんど）取り組んでいない。

本県を見る限り残念ながら④が最も多いように思われる。その理由や背景について主なものを挙げる。（順不同）

ア　法教育（導入）のメリット等が学校現場に深く浸透していない。

イ　国を挙げての取組なのに都道府県や市町村単位の取組が弱い。

ウ　研修会等も少ないため、管理職や核となる教員が育っていない。

エ　学校現場においては、「人権教育」、「安全教育」、「金融教育」、「消費者教育」、「キャリア教育」等、「〇〇教育」と称するものが多く、限られた授業時数のなかで、対応できない。（特に小規模校）

以上、学校現場における法教育の現状等について記述してきたが、それらを踏まえ更に充実した法教育を推進していくための提言をしたい。

2　教職員に対する法教育への理解を深めさせる方策等について

（１）教職員向け法教育に関する情報提供の更なる強化・充実

法教育推進協議会はこれまで「法教育Ｑ＆Ａ集」（平成１９年３月）、法教育ＤＶＤ（同）、裁判員制度を題材とした教材（同２月）を作成したり、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（同２１年５月）及び「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同８月）を発表し、その推進に努めている。また、教材を使用した授業を各地の小中学校で実践したり、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」においては「教材」、「指導計画」及び「ワークシート」が法教育推進協議会のホームページからダウンロードできるようになっている。

しかしながら、募集要項の「１　論文のテーマについて」において述べられているように、「学校現場の中には、法教育は難しいものであるとの誤解も多く、どのように法教育を実践すればいいか分からないなどの意見」があることは事実である。

多くの教職員にとって、「法」という言葉は取っつきにくい印象が否めない。また「法教育」を大学で学ぶ一般教養的としての「法学」のように捉えている教職員も多い。それ故、法教育の実践者である教職員が、積極的に法教育に関わっていこうという気持ちにさせる手立てが不可欠である。インターネットを通じての情報提供も有効であるが、関心を持たない教職員からのアクセスはあまり期待できない。そのようなことを踏まえると法教育啓発と授業実践の成果等をまとめたリーフレットや小

冊子等紙ベースの資料（情報）の提供が是非欲しい。予算的に全教職員への配布は無理と思われるが、学校に数部・数冊配布し、回覧してもらっても効果が出る。なお、資料の作成に当たっては、一連の司法改革が国民の目線を大事にしていることを踏まえ、一般の教員にとって馴染みのない専門用語や言い回し方は極力避け、法的な素養をあまり持たない教員であっても、これなら取り組んでみようという気持ちにさせる工夫が大事である。また、配布する際には学校を所管する都道府県教育委員会（私立学校は知事部局）等との連携が効果的である。

（２）研修会の充実

県によっては、裁判官や検察官等を講師とした教員対象の研修会等が実施されていると聞くが、法教育推進協議会等が中心となった全国的な規模での研修（中央研修）の実施を是非お願いしたい。

法教育にも深く関わる文部科学省が所管する独立行政法人に「教員研修センター」（つくば市）がある。本センターは教員研修のナショナルセンターとしての役割を有し、教科に関する研修のほか、「学校評価」、「キャリア教育」、「学校における危機管理」、「学校組織マネジメント」等学校教育の喫緊の課題について都道府県教育委員会等の協力も得ながら研修（中央研修）を実施している。本センターの強みはそこで研修を受けた校長や教員、現場を指導する指導主事等が改革先導者（ファシリテーター）としての役割を果たしていることである。この効果は絶大である。法教育の普及・発展のために体系的な研修は不可欠と思われる。

中央研修が実施されれば、各都道府県や市町村で教員研修を担当する「教育センター」や「教育研究所」等において、中央の研修を受けた所員（指導主事）をはじめ法教育に詳しい専門家等が講師となり、「法教育実践講座」や「法教育指導者養成講座」のような講座を開設することも可能となる。教員の勤務地や居住地に近い場所での研修には大きな効果が期待できる。

（３）都道府県単位の法教育推進協議会の立ち上げ

全国的なデーターは持ち合わせていないが、本県においては法教育を推進していくための横断的な組織がない。裁判所、検察庁、弁護士会、

教育委員会、学校関係者等をメンバーとする組織ができるならば、学校現場で法教育の実施に関わる様々な課題の解決にも繋がり、当該地域における法教育は飛躍的に推進される。組織運営の中核としての役割が期待できる教育委員会にとっても当該地域の教育の充実にも繋がり、大変意義のある取組となる。

（４）校長のリーダーシップ支援

法教育に取り組んでいるか否かに関わらず、校長の役割には非常に大きなものがある。

現在、学校現場においては、中央教育審議会による提言もあり、校長のマネジメント能力が非常に重要視されている。この背景の一つには、裁判所からも厳しい判決が続出したが、いじめによる児童生徒の自殺をはじめ生徒指導上の問題に、学校が校長をトップに組織として事前事後を含め適切に対応してこなかったというマネジメントの問題がある。また、昨今、学力低下問題等への取組も学校組織マネジメント推進の追い風となっている。

前述したように本県において法教育に取り組んでいる学校はまだ少ないが、法教育について丁寧に説明すると拒否反応を示す教職員はまずいない。学校に、そして教職員に正確・適切な情報が十分届いていないのである。法教育推進協議会による積極的な広報と校長対象の研修会の実施等により法教育に理解を示す校長を一人でも増やす取組は最も効果が期待できる。

そのような意味において、校長が教職員に対し、法教育がどういうものであるか、社会が法教育に何を期待しいるか、法教育の内容にはどのようなものがあるか、法教育と学習指導要領との関わりはどうなっているか等について自ら熱く語ってもらうことにより、教職員に共通理解が生まれるのと同時に法教育をやってみようかという雰囲気が醸成される。もちろん、当該校に法教育に詳しい教職員がいる場合には、当該教職員を講師役に、校長が後押しするという方法も考えられる。

法教育にまだ取り組んでいない学校にあっては校長が法教育の種を蒔き、それを組織全体で育てていく取組が最も実践的で効果も大きい。

３　生徒に興味を持たせる法教育授業の在り方等について

（１）法教育におけるＰＤＣＡの重要性

法教育を実践していくうえで、「どのように法教育を実践すればいいのか分からない」（前掲「１　論文のテーマについて」）という声も結構多い。そこでまず推進の体制を考えたい。

法教育を学校挙げて実施する場合には、まず当該校の校務分掌（教務、生徒指導、進路指導等の部署の総称）に法教育を推進する組織（委員会等）を設置し、学校としての年間指導計画（Plan）をきちんと策定する必要がある。その際、児童生徒、保護者、そして地域等への公約とも言える「教育目標」との整合を図ることが重要である。教育目標と法教育との関わりをしっかりと位置付け、各学年、各教科そして各分掌が一体感を持って取り組む（Do）ことが最重要である。そして必ず学期の途中で検証（Check）を行い、改善点があれば直ちに改善策（Action）に結びつけることによってより充実した法教育が期待できる。各部署が連動して取り組むことによって相乗効果も出てくる。

（２）教材の選定及び横断的取組

推進の枠組みと同時に重要なのは法教育の内容及び実施方法である。

法教育研究会はその報告書において中学校第３学年向けに４つの法教育教材（ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法）を示している。また、法教育推進協議会は、ルールづくり、憲法の意義及び司法（特に刑事司法）に関わるものとして、小学校第６学年向けに「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材例を、憲法の意義に関わるものとして、第５学年を対象とした「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として～」に関する教材例を、司法（特に民事司法）に関わるものとして、高学年を対象とした「友だち同士のけんかとその解決」に関する教材例を作成している。それぞれ、工夫された「単元の指導計画」や「本時の展開」が示されている。

そのうち「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材では、小学校６学年を念頭に置いて、教科等を横断した単元が設

定され、総合的な学習の時間、特別活動「学級活動」、社会科で取り扱われている。このように学年単位の取組も重要であるが、第２次（時）で扱われる「みんなの利益にかかわるもめごとの解決」などは全学年共通のテーマとして児童生徒の発達段階を踏まえ、学年横断的に実施することも可能で、より大きな効果が期待できる。

（３）主役は児童生徒

授業の実施に当たってはできる限り児童生徒がいきいきと主体的に参加できる展開に留意したい。ホームページ上の指導案にもあるような話し合い（ディベート）やロールプレイ等の手法を取り入れた授業の展開も可能であるが、授業の進行そのものを児童生徒に委ねることも考えられる。もちろん話し合いを入れる際には、そのためのルール（「人が話をしている時はしっかり聞く」、「名指しで他人を非難しない」等）を児童生徒と一緒にしっかり作っておくことが必要である。「教職員による、教職員のための法教育」ではなく、「教職員と児童生徒による児童生徒のための法教育」という視点が最重要である。

４　法律実務家との連携方法等について

法教育は、法曹三者をはじめ、司法書士会、行政書士会等多くの法律実務家との連携も特色である。特に、弁護士会については、書籍（関東弁護士連合会編による「法教育」など）の発刊をはじめ法教育ニュースの定期的な発信、裁判傍聴の仲介、模擬裁判の実施、出前授業の実施、教材の提供等の様々な取組を行っているところもある。このような取組は法と児童生徒との距離を縮めるために大変有効であるばかりか児童生徒のキャリア教育という側面も担っている。ただ、出前授業等の講師料や交通費が学校負担であったり、講義の内容が児童生徒の実態を踏まえたものでなかったり、課題も多い。そのような課題の解決のためにも、都道府県単位の法教育推進協議会等において調整が図られれば、学校側の負担感もかなり軽減されるばかりか、児童生徒にとっては身近で有益な法教育の機会が一層増加することとなり、法教育そのものの推進にも大きく貢献してくれるものと確信している。